

開催年月日 令和4年2月2日（水）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 少子高齢対策監 京谷 栄一
 子ども未来推進局長 竹澤 孝夫
 法人運営担当課長 片山 崇
 介護運営担当課長 杉本 曜子
 子ども子育て支援課長 村上 則之

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 保育施設及び介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(一) 保育所における新型コロナウイルス感染症の発生および休園数について</p> <p>厚生労働省は、先月27日時点での全国の保育所の休園数が過去最多の644施設と公表いたしました。</p> <p>そこで、本道の保育所における新型コロナウイルス感染症の発生および休園数について、推移をお示しください。</p> <p>(二) 保育所において感染者が発生した場合の対応について</p> <p>1月17日現在と31日現在の数字をお示しをいただきました。</p> <p>後で、申し述べたいしますが、介護施設等の発生状況も同様に1月後半になって急増しているという状況が言えるのではないかと思います。</p> <p>半月の間で発生した施設が13か所から106か所ということですから、大変な状況であると思えます。</p> <p>保育所において感染者が発生した場合、どういった対応を行なうことになっているのかお示しいただくとともに、感染者や濃厚接触者の把握については、誰がどういう基準で行うのか伺います。</p> <p>(三) 保育所の休園の判断について</p> <p>保育所の場合は「感染の可能性のある方」として、保健所ではなく保育所の園長の判断で外出自粛等を要請するというものであります。</p> <p>保育所は、保護者が働いているなど、家に一人であることができない子どもが利用するものでありますから、当然休園ということになりますと大きな影響が伴うこととなります。園全体が休園する判断は、誰が、どういう基準で行うのか伺います。</p> <p>(四) 保育所を休めない児童への対応について</p> <p>休園を判断するということになった場合、保護者が例えば医師、看護師、あるいは保育士などエッセンシャルワーカーの場合は、仕事を休んで家で保育するという事は容易でなく「なんとか仕事を休んでください」と言ってもそれでは済まないのではないかと思います。</p> <p>保護者や家庭の個別の事情に応じた保育体制につ</p>	<p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>保育所等における発生状況等についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、1月17日時点で、陽性者が1人でも発生した施設は、政令市、中核市を除き、13カ所。</p> <p>そのうち全てのクラスを臨時休園した施設は、10カ所でありましたが、31日現在では、陽性者の発生した施設は累計で106カ所うち全面休園は72カ所に増加しているところでございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>感染者が発生した場合の対応についてでございますが、園児や職員が陽性者となった場合には、新型コロナウイルス感染症対策本部が作成した「接触者のリストアップと対応方法」に沿って、園長等が陽性者の発症日などから、調査対象期間を決定し、その期間の登園又は従事した業務の状況に応じて感染の可能性のある方を特定する、いわゆるリスク判定を行なうこととされております。</p> <p>その際には、陽性者がマスクをしていない状態で接していた場合や陽性者と同じテーブルで食事をした場合などには、「感染の可能性のある方」とし、7日間の外出自粛や健康観察を施設から園児の保護者や職員に依頼することとされているところでございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>休園の判断についてでございますが、保育所等は社会機能の維持のため事業の継続を求められる事業所として位置付けられており、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所することとなっておりますが、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大し、保育の提供を縮小しても実施することが困難な場合には、国の通知に基づき、認可保育所では市町村が臨時休園の判断を行うこととされております。</p> <p>このため、道では、保育所等において陽性者が発生した場合に備えて、可能な限り必要な保育が継続して提供できるよう、施設管理者と市町村が情報共有した上で、協議を行うとともに、休園するクラス等を限定することや地域の感染状況等によっては、2～3日程度の休園を検討することなどについて保護者と共有していただく等、現場で混乱をさけるための助言を行っているところでございます。</p> <p>【子ども未来推進局長】</p> <p>保育の確保についてでございますが、保育所では、感染予防に最大限配慮しつつ、可能な限り保育を提供していただいているところでございますが、一定期間継続的に保育士が不足するなどやむを得ない場合には、市町村の要請に基づいて、仕事を休むことができる保護者に対し、登園自粛をお願いしているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>いて、どう考え、どう対応しますか、お答えください。</p> <p>【指摘】 感染のために休園した保育所の児童を、一時預かりするということがありますが、実際にどの程度預かることができるのか疑問を感じるところであります。 一時預かりする児童が感染している可能性が否定できない。休園のために、多数の児童が一時預かりを希望しても受け入れに限界があると思われるからであります。 一時預かりが十分要望に応えられるように、道や市町村の役割を發揮する必要があるという点について指摘をさせていただきます。</p> <p>(五) 保育の今後の取り組みについて 保育士が感染または濃厚接触により勤務できない場合の代替要員の確保が問題であります。もともと保育士不足であるために、緊急に代替保育士を確保しようとしても容易なことではなく、各保育所任せでは進まないと考えられます。 代替保育士などの保育機能を維持・確保するために様々な取り組みが必要と考えるが、今後の保育の取り組みについて伺います。</p> <p>(六) 介護施設等におけるBCP策定状況及び休業事業所数について 次に、介護施設等についてであります。今朝の北海道新聞で高齢者施設のクラスターが昨年12月の2件から1月には30件に急増、このうち23件が1月下旬に集中しており、感染のさらなる急拡大が懸念されると報道されております。感染を施設内で発生させない、拡大させないということが一番ですけれども、感染が発生した際にも業務を継続させる事前の対策が必要であると考えます。 感染した際に事業を継続できるようBCPを策定している事業所数、策定予定、未定についてそれぞれお示しください。 また、サービス種別ごとに、休業事業所数についても明らかにして下さい。</p> <p>【指摘】 業務継続計画についてでありますけれども、問題は策定が未定となっている16.9パーセントであります。限られておりますから、ここへ集中した支援を急ぐように指摘をしておきたいと思っております。</p>	<p>道といたしましては、社会機能を維持するために就業を継続することが必要な方のお子さんに保育の提供ができるよう、保育所での子どもの受入に関する柔軟な対応に加えまして訪問型一時預かり事業や保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置の確保に努めるよう市町村に対して引き続き働きかけを行ってまいります。</p> <p>【少子高齢対策監】 今後の取組についてでございますが、第5波までと異なり、オミクロン株による感染拡大によりまして、子どもの感染事例が道内でも著しく増加しており、保育現場の皆様には、従前にも増して感染防止対策を徹底しながら、良質な保育サービスの維持や確保のために日々、懸命にご尽力いただいております。 現在、道では、早期に今般の感染拡大を抑え込むため道民の皆様には感染防止対策の一層の徹底を呼びかけますとともに、保育の実施主体である市町村に対しまして、専用窓口での相談対応や専門家による感染症予防のための動画配信、陽性者が発生した場合の対応方法などの技術的助言のほか、応援のための代替職員の人件費や衛生資材の購入など保育を継続する上でのかかり増し経費に対する助成などにつきまして周知を行っており、今後とも大変厳しい感染状況下であっても保育所が求められる役割を十分に發揮できるよう支援をしてまいります。</p> <p>【介護運営担当課長】 BCPの策定状況についてでございますが、昨年4月1日現在では、道が所管いたしております特別養護老人ホーム等の介護保険施設と短期入所事業所の合計781か所のうち、策定済みは337か所で全体の43.1パーセント、策定予定が312か所で39.9パーセント、未定が132か所で16.9パーセントとなっております。 また、道が所管いたしております介護サービス事業所で、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由として一時的にサービスを休止している事業所は、本年1月31日時点で通所介護が5か所、通所リハビリテーションが4か所、短期入所が5か所、訪問リハビリテーションが1か所、合計で15か所となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(七) 介護従事者の応援派遣について 入所者の感染に伴って介護の労働量が格段に増え、さらに介護労働従事者が感染、または濃厚接触によって勤務を休むことということになります。 特定の事業所の介護従事者が不足する事態となった場合、法人の枠を超えて介護従事者を相互に派遣しあうことが必要であります。 応援派遣について、道は、どのように規定しているか、これまでの派遣の要請件数、人数と、実績をあわせてうかがう。</p> <p>【指摘】 86人の派遣要請に対して62人ということであり、派遣要請を行うということ自体が、相当、切迫した事態でありますから、そこで、充分、期待に応えられないというか、要請数を満たしていないということは、派遣先にとっては非常に厳しい事態となっていると思います。 しかし、応援派遣で行く介護士にとって、建物はもちろん違いますけれども、必要な物品の置場さえ解らない、介護の仕方も違う、現場の体制も違うというところに行くわけですから大変な苦勞を伴うことだと思います。介護従事者が不足しているので派遣要請されても応える余裕がないというのが各事業所の実態だと思われま。</p> <p>日常的に事業所同士が意見交換等を通じて交流すること、相互理解を深めていくこと等が応援派遣の垣根を低くするために効果的であるという点について指摘させていただきたいと思ひます。</p> <p>(八) 今後の取り組みについて 介護事業者がこの感染の危機を乗り越えるために、人的・財政的支援など介護事業への支援の強化が求められているのではありませんか。今後の取組について伺います。</p> <p>ただいま、必要とするサービスを提供できるよう支援するという決意が示されました。現場、施設等は大混乱という状況だと思いますので、是非手厚い支援をお願いしたいと思います。</p> <p>介護分野ではもともと人件費が低いこと、人材不足と言う点で問題になってまいりました。そこに施設内の感染対策が加わり、職員も感染や濃厚接触に</p>	<p>【法人運営担当課長】 応援職員の派遣についてであります、道では、集団感染が発生した介護施設・事業所において、サービス提供の継続に支障を来すことがないように、複数の職員が感染した施設からの派遣要請に基づきまして、道内の事前登録のあった介護施設等から、職員を派遣する体制を構築しております。 なお、今年1月末現在まで、18施設、86人の派遣要請に対し、14施設、62人、延べ556人を派遣しております。</p> <p>【少子高齢化対策監】 介護分野における今後の取り組みについてであります、介護の現場における介護職員の確保は大変重要な課題でありまして、道では、これまでも、給与水準の引き上げなどの処遇改善を国に要望いたしますとともに、働きやすい職場環境づくりを担うリーダーの育成、介護ロボットやICTの導入による業務負担の軽減など、労働条件や職場環境の改善に取り組んできたところでございます。 さらには、今般のコロナ禍により、介護職員の感染予防に関する業務が増えておりますことから、緊急時の介護人材確保に係る費用などのかかりまし経費への補助や、介護ロボット等の導入費用の補助率の引き上げなどに加え、集団感染が発生している施設への応援職員の派遣にも取り組んでいるところでございます。 道といたしましては、引き続きこうした支援策に加えまして、感染症発生時の事業継続に必要な体制の検討や、衛生資材などの備蓄といった平時からの備えなどにつきましても、こちらから事業所に出向いて行う実地指導の場面で助言をするなどして、介護事業所の皆様方が地域で必要とするサービスを安定して提供できるよう支援をしてまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>よる休みが増える中で大奮闘しているという状況です。ただいま監より、支援について答弁がありました。介護事業所と介護従事者の奮闘を支える手厚い支援について、改めて要請を申し上げて質問を終わります。</p>	